

## 米国証券市場の法的問題とSECの取り組み(1)

保坂 健志

### 目 次

#### 一、SECの責任、組織と歴史

- (1) SECの根拠法と任務・責任
- (2) 組織構成
- (3) SECの歴史の概要

#### 二、主な法的問題と代表的な判例

^以下 次号▼

- (1) インサイダー取引
- (2) 地方債の引受け業者による政治献金規制  
(pay-to-play)

#### 三、英國金融市場の監督改革

- (1) 監督体制変更の背景
- (2) 変更内容

### 四、総括

- (1) 強力な監督機関（法的権限とスタッフ）の是非
- (2) 人事交流の是非（ノウハウの移転）
- (3) 金融制度の転換期

米国証券市場が活況を呈するに伴い、証券取引と商品の高度化や国際化の進展が米国証券市場を活性化している一方、望ましい規制・監督方法の確立、証券犯罪の多発化・高度化への対応、監督費用高騰の対策など、多くの法的な問題も発生し

てこれまでにない。米国の証券市場の監督は、いかにもややだらけのSEC（証券取引委員会：Securities and Exchange Commission）による監督権限強化を実現している。SECが投資家の利益を極大化する理想的市場を追求している一方で、米国証券市場は常に革新を続ける市場であるが故に、規制主体の対応が市場の進歩に遅れがちであり、複雑な規制や商品を悪用した不正が跡を絶たず、SECの社会的使命は重要性を増す一方といつて感がある。

SECは一九三〇年代の大不況の時期に、当時の証券市場が失った社会的信用を回復し、証券市場の健全な発展と監督のため、一九三三年証券法に基づいて設立された連邦規制機関であるが、設立後必ずしも順調に機能して来たわけではない。

(4)

のSECの責任は、

①証券取引市場の尊厳を保護する（protecting the integrity of the nation's securities exchanges and financial marketplace）

②投資家が証券の発行者から十分に重要な情報を得られる（to protect investors）

(assuring that investors receive full disclosure of all material information from issuers of securities)

③投資家が証券取引業者から平等な扱いを受ける（assuring that investors are dealt with equitably by brokers, dealers, investment advisers and others buying, selling or assisting the public in

世界で最も規模が大きい、かつ効率的である証券市場の監督者として確固たる社会的意識を勝ち得たもののSECも、現在の地位を築くほどそれなりの経済曲折があったところでは非常に興味深く、当時の状況や考え方を知ることで、意義のあるものである。

日本証券経済研究所／マーク事務所は、このような問題意識の下、SECの歴史を踏まえながら、現在の法的問題について調べ、ソニーに報告するものである。

## 1. SECの責任、組織と歴史

### (1) SECの根拠法と任務・責任

SECは一九三四年証券法(同法第(a)項をその根拠法として)一九三四年に設立された連邦規制機関であ

buying or selling securities)

ふれたい。

この表現は、かなり冗長的で曖昧な点も感じられるが、「投資家保護と公正な市場の確立のための、資本市場に関する事実上全ての監督・監視」と理解するのが妥当である。

### (2) 組織構成

この目的を達成するためには、のどの監督権限だけでなく、不正行為の処罰・捜査、立法・改正は専門の権限が担保されなければならぬ。現在はCorporation Finance（企業財務課）、Market Regulation（市場規制課）、Investment Management（投資管理課）、Enforcement（法務執行課）の4課(Division)とOffice of Compliance Inspections and Examinations（検査部）が主たる組織構成のうちのうち

を構成している。(次ページ参照)

あた、委員長ヒラマシショナー(因名)は、上院の助言と同意の下、大統領が任命(任期五年)するが、五人のうち、三人を超えて同じ政党からは任命されないよう規定がある。あた、スタッフは通常の事務員に加え、弁護士、会計士、財務アドバイサー、調査官(Investigator)、行政法判事(administrative law judge)に加え、技師や地質学者出典の者など多様な専門家を集めているといわれる。なお、職員総数は九六年七月現在で111、〇二九名となる。

### (3) のまの歴史の概要<sup>(1)</sup>

SEC(The Securities and Exchange Commission)は、一九三三年五月十七日に当時のルーベン・D・ルーズベルト(Franklin Delano Roosevelt)大統領により署名された一九三三年証券法

(Securities Act of 1933) によって創設された。

第一次世界大戦(一九一四年～一九一八年)が終結し、歐州が疲弊する一方、戦争の被害を最小限に留められた米国は、その後の繁栄を讃嘆するところであった。米国経済の好況を反映し、株価も過去最高の水準に上がっていた。しかし、次第に株価が不安定になり、金融も引き締めに転じた後、ついに一九二九年一〇月二四日に大暴落(「暗黒の金曜日」)が起った。一九三三年証券法は、この大暴落とその後に続いた恐慌時代(Great Depression)を防ぐために、それまでの証券法規が非常に未整備であったため、より厳格な基準を導入するためには立法化されたものであり、特に発行市場の規制を中心にしている。

同法の原形では、FTC(連邦商業委員会：

Federal Trade Commission)によるやかな証券規制の権限を取扱うものに過ぎなかつた。同法

部局名(Divisions and offices)	担当業務
Corporation Finance	証券販売、開示等の登録書類の審査
Market Regulation	証券業者、取引所、経済機関などの監督
Investment Management	40年投資会社法、40年投資顧問業者法による管理、監督
Enforcement	違反、不正行為に対する法的執行業務
Office of Compliance Inspections and Examinations	証券業者、取引所、決済機関への検査実施

では、証券の発行者がFTCに開示を登録する義務と証券の募集を行ふ前に開示書類を発行する」とを定めていた。また、もし、FTCが登録書類の不備を発見した時は、証券の発行者に証券の販売を差し止める権限を有していた。しかしながら、政府が証券業界にもうと干渉し、証券市場の規制強化を図るべくあると考える改革主義者においては、当時のFTCの権限では不十分で、また、例外的な規定も多いため、これでは本当に証券規制が改善されるのか、疑わしいと見られるところがあつたようだ。

当時の証券法規の改革主義者達が証券規制の改革に努めていた一方で、NYSE(ニューヨーク証券取引所)のホワイトリー理事長(Richard Whitney)をはじめとするウォール街の人間は、証券取引法に定められた規制を激しく非難していった。ホワイトリー理事長によると、「この規

## 米国証券市場の法的問題と SEC の取り組み(1)

制は国の災難 (national disaster) であつた。では投資家が市場から退出し、証券市場を枯渢させてしまう (drive investors out of marketplace and market would dry up)」それが、規制を緩和しようとロビー活動を展開していった。しかし結局、双方の妥協の結果、FTCから証券の取引・発行に関する監督権限を受け継ぐ形で、1934年にSECが設立されるに至った。<sup>(19)</sup> SECに予め権限を限定するのではなく、業界が必要とする問題点や規則を調査せよるとにより、立法化が行われ、その結果、SECの権限はかなり広範囲に議会で認められ、ジョゼフ・ケネディ (Joseph P. Kennedy) が初代SEC委員長に任命された。けれど、米国の証券市場改革の原点が誕生したわけである。

ケネディ委員長は米国の偉大な政治家であるが、SECの運営上最初から困難があつたようである。

戻し、利益を上げる」ことができるが、このルールにより、狂売りを行う時には、直前の株価よりも低い株価で売り注文を出せないとになり、投機的売買で株価の売り崩しが止むことが防げるようになるのである。<sup>(20)</sup>

一九三三年には、証券業務と銀行業務の兼営による弊害に対応するため、有名な「一九三三年銀行法 (別名：グラス・スティーガル法)」が制定された。これを受けて、例えばモルガンは一九三五年六月に、銀行業務のJ・P・モルガンと証券業務 (投資銀行) のモルガン・スタンレーを分社するに至った。現在グラス・スティーガル法の改正論議が進められているが、この法律がヨーロッパ流のユニバーサル・バンク制度を禁じ、証券と銀行を分離したことは、米国の証券規制だけでなく、その後の金融制度全般に大きな影響を与えたと言えるであつた。

ある。なぜならば、彼はウォール街に勤務した経験があり、投資における経験も豊かであるが、同時に自ら相場操縦を行っていた者としても知られており、また、彼が委員長に選ばれた理由は、ルーズベルト大統領 (注：任期一九三三年～一九四五年) の大統領選挙にケネディがかなりの支援をしていたことが第一の理由であると言われているからである。また、彼は市場の規制者でありながら、「ペテン師を捕まえるにはペテン師が必要だ」と唱つたという噂もあるほどの人物でもあり、SEC委員長の人選には相当の苦労があつたと見られる。<sup>(21)</sup>

しかし、SEC委員長としての彼の目標は、当時の投機に満ちた市場の再生であった。そのため彼はまず、空売りの規制である uptick rule を定めた。株価が下がるごとに、狂売りを行つている投資家は、安い株価で当該株式を買いつぶされる。

次いで、証券流通市場の規定を中心とした一九三四年証券取引法の他、一九三五年公益事業持株会社法 (P.U.H.C.A : Public Utility Holding Company Act)、一九四〇年投資会社法 (Investment Company Act)、一九四〇年投資顧問法 (Investment Advisers Act) が相次いで立法化された。<sup>(22)</sup>これらは今日最も基本的で重要な証券法規として受け継がれている。

SECは、公益事業持株会社の統合化を利用し、あるいはSECの機能拡張に乗り出した。例えば、取引所に上場されていない店頭株式に対する規制の必要が求められるようになり、一九三八年に修正三四年法 (Maloney Act) によってNASD (National Associations of Securities Dealers) が設立され、店頭市場を規制するところになった。

その後第一次世界大戦 (一九三九年～一九四五

年)に突入し、米国の社会的な関心が戦争に向かはれ始めたため、SECはホワイトハウス、議会、一般大衆からほとんど支援が得られなくなり、わざわざワシントン(ホワイトハウスと議会の所在地)に本拠を置く必要性が乏しくなっているとさえ考えられるようになつた。このような社会的变化を受けて、証券市場の改革を実施するとSECの使命に対するSECの機能と大衆の認識は次第に低下し始めた。

トマス・ハリス・トマス(Thomas Hart Benton Thomas)大統領(Harry Truman、任期:一九四五年～一九五三年)の時代になると、SECの機能的な衰退も見られるようになつた。SECの影響力も次第に失われ始め、アイゼンハワー大統領(Dwight Eisenhower、任期:一九五三年～一九六一年)の時代においては、SECの予算は過去最低を記録するに至り、法務執行組織(enforcement program)も削減され

いる。

しかし、一九六〇年にアイゼンハワー大統領の任期が終了すると、株式市場が活況を呈するようになつてきた。ニューヨーク証券取引所の時価総額は大きく増加し、SECのスタッフもこれに対応するため、大きく増加に転じるようになつた(下記グラフ参照。SECによる)。

戦後から六〇年代にかけては、多くの改革が実施された。この一連の動きについては、「一九六一年証券市場に関する特別報告書：1961 Report of Special Study of Securities Markets」の中でSECのスタッフにより、報告されており、SECが取り組むべき改革の方針が指摘されている。この報告書において、市場の構造問題に重点を置き始めたSECの運営方針のシフトを指摘している。

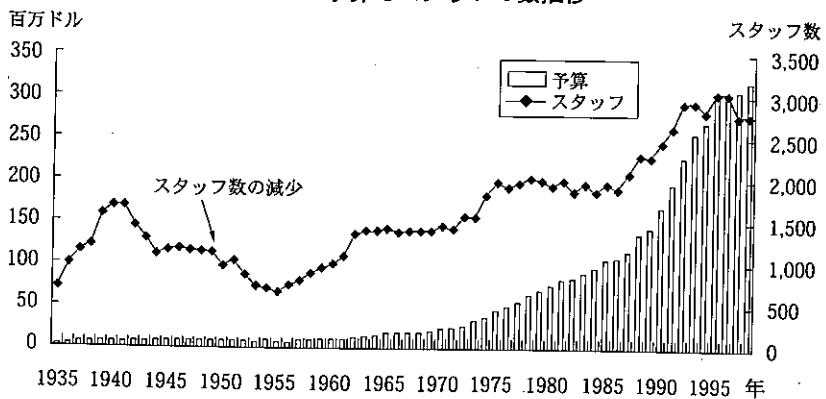
証券市場の活発化とともに伴う一九六〇年代の

(14)。その結果、1955年には、アメリカン証券取引所における会員会社の不正が相次いで発覚(Crowell Collier事件)したが、SECは不正を発見しながらも、迅速な対応ができなかつたために不正が拡大したと記録されている。(15)

第一次世界大戦後、SECは自らの業務対象を縮小し始めた。業務対象を企業の開示体制と不正防止のシステム作りに限定し、手数料制度、会計基準監督、委任状規制などには比較的低い優先順位が与えられるようになつた。

この頃になると、ウォール街の改革に対する熱意は冷めてしまい、保守的であまり熱意のない委員長が不十分な予算で業務を行うようになり、SECの組織自体は存続したもの、業務の拡張は行われなかつた。当時の規制監督当局は、予算を拡大することが不要な政治的な圧力を受けることになるという恐れを持っていたからだ」と語られて

SECの予算とスタッフの数推移



SECの経済的、技術的、政治的影響力の向上が、SECに対する一般的な注目を喚起するようになった。取引高や新規発行が過去例のない水準まで増加するようになり、年金基金の増大、ミューチュアル・ファンドの隆盛が従来の証券業を全く新しいものに変えた。これらもSECに対する活動的な活動を要求する要因となってい。

しかし、証券会社の効率性の低さや市場動向への対応の遅れも一方で表面化した。当時の固定手数料制が証券会社経営の効率化を阻害していたことや、事務処理の機械化が十分でなかったため、急激な取引の増大により、多くの証券会社は一九六四年から一九六八年の証券取引の出来高増加（年間出来高が三倍に増加）に対応できなくなってしまった。<sup>(15)</sup>これを「バック・オフィス危機(Back-office Crisis)」と呼んでいるが、このことが証券会社の効率経営に対する意識を高め、

一九七五年五月一日の固定手数料制の廃止命令を出すことから、長々と続いていた固定手数料の必要性に関する議論に終止符を打ったのである。<sup>(20)</sup>

一九七五年五月一日の固定手数料制が廃止されると、株式取引の委託手数料の減少が予期されるため、証券会社は収益構造の改善に取り組み始めた。そのためには、顧客の利益を最優先した営業活動はもちろん、魅力ある商品の開発、十分なリスク管理を伴う自己売買業務、収益性の高い付加価値のある業務分野の開発に取り組むようになつた。一方、SECの主要な規制課題として、各証券取引所の電子リンク化が行われ、証券市場の構造改革が推進された。

八〇年代になると、負債の発行やM&Aを中心とした企業の資本取引が活発化し始め、それらが株価に重要な影響を与えるようになつた。これを受けて、一九八四年には Insider Trading San-

ction Act of 1984 が可決され、得た利益、あらゆる免れた損失の三倍までの罰金を徴収する権限がSECに与えられたことになった。また一九八八年には、Securities Fraud Enforcement Act が可決され、インサイダー取引規制が一層強化されることとなつた。

一九八〇年以降、SECは常に急速な革新を続ける証券市場に追随するために、大変な苦労を強いられることになつた。市場の発達が加速度的に進展し、既存の規制体系だけでは十分な対応ができないくなつてしまつたのがその原因である。例えば各種の規制緩和 (shelf registration & Regulation Sなど) も、そのようなSECに対する市場の圧力の結果、生まれたものといふべきである。<sup>(22)</sup>一方、一九八七年のブラック・マンナーの一年後に、SECはニューヨーク証券取引所、シカゴ商品取引所(CME)と情報交換で協力することと

振替決済制度が導入されるきっかけとなつたと記されている。<sup>(23)</sup>

また、株式市場が活況になる過程と平行して、いわゆる機関投資家が売買の中心を占めるようになり、機関投資家の台頭が鮮明になつていて、機関投資家が手数料の支払いを節約するためにニューヨーク証券取引所以外の証券取引所での売買を増加させたり、実質的な手数料割引が行われるようになるなど、固定手数料制度の形骸化が進展していた。この現象も手数料自由化の議論が急速に議会を中心に高まつた背景の一つである。

SECは、一九七〇年代のニクソン大統領（任期：一九六九年～一九七四年）の任期中には、かつてないほどにホワイトハウスからの独立性を勝ち取るようになつていたが、手数料自由化についてはなかなか実現されず、当時SECは実現の遅れを批判された。しかし、ようやくSECが一九

及び一定以上の株価変動に対し取引所の取引一時停止制度（サーキット・ブレーカー）を導入した。証券取引に関する自由な投資機会の喪失など、本来の趣旨からすれば弊害も多く予想されるサーキット・ブレーカー制度の導入は、さうなる株価下落を防止したいという動機と市場の圧力に対応せざるを得なかつたのSECの苦心を示すものとわかるのである。<sup>(23)</sup>

証券市場が急速に発展、拡大するにつれて、業務の拡大に規制サイドがなかなか追いついていくことができず、SECは非常に多くの問題を抱えている。<sup>(24)</sup> 例えば、デリバティブの開示および流動性が低いために伝統的方法では価格（価値）が測定できないような証券（例：未公開株式、代替資産、店頭デリバティブなど）の問題に取り組まなければならぬ。<sup>(25)</sup> これらの証券は、伝統的な証券ポートフォリオを補完する目的（分散投資または

ヘッジ目的）で保有されるが、投資家の投資判断能力やリスク管理能力が不足すると予期せぬ損失が生じたり、証券業者との訴訟が起らざると言われるものである。従って、このよつた投資対象の発達が投資家層を拡大し、開示や訴訟の問題も大きくなると推測されるものである。

その後九四年一月に、Market 2000 に代表される各種報告書が提出され、のちの関心事項が広く一般に公開されるようになつた。のちの代表的な報告書の一例である Market 2000においては、NMS (National Market System) の改善が主たる目的で、機関化現象の進展の結果発生した第三市場、第四市場についても言及されてい。<sup>(26)</sup>

その他のSECが現在行つてゐる活動には、上記に述べたもの以外に、各種規制の見直し、開示文書における平易な英語 (Plain English) の使用

促進、インターネットなどのメディアでの規制、ソフトドロー規制、11000年問題に伴つ必要コストの開示義務、地方債の引受け業者による政治家献金規制 (pay-to-play)、債券取引における過度のマークアップ (yield burning) など多岐にわたり、今後これらの問題に関する提言がなされる見られる。<sup>(27)</sup>

(注)

- (1) 証券犯罪の代表例は、インサイダー取引、一般不正行為 (一一〇一五違反)、虚偽開示 (false statement)、腐敗行為 (racketeering activity)、資金洗浄などである。
- (2) 九六年市場改革法 (National Securities Markets Improvement Act of 1996) による、州と連邦レベルで重複する規制があつた場合に原則として連邦レベル (すなわちのSECが定める証券法) が優先する」とが定められた。

また、インターネット取引が低コストの取引手段を提供し、投資家の利益をもたらす一方、この種の取引に関する不正や管轄権 (jurisdiction) の問題が発生するなど、常に市場の発達は規制サイドに問題を提起することが多いと思われる。

(9) 現在のFTCは、反トラストと消費者保護を中心的

といふる連邦機関ひなうてこ。

(10) 一九三二年から一九四四年にかけ、上院銀行通貨委員会(Senate Banking and Currency Committee)は、証券市場調査(通称ペコラ審議Pecora Hearings)が実施され、証券市場の多くの不正が暴露された。この報告がのECの設立を促進したと評価われてこ。<sup>10</sup> ("A Legal Solution to Government Gridlock-The Enforcement Strategy of Securities and Exchange Commission", Billy Ray Hall, Jr., 1955 (凡一ページ参照))

また、回報知りだせ、元証券業者による投資情報の不実表示と過大な引手料の要求、証拠金取引の濫用、空売りの横行、相場操縦・インサイダー取引の横行、銀行業務と証券業務の未分離、富の集中、証券取引の脱税の横行などが問題点として指摘された。(「図説アメリカの証券市場一九八八年版」第一八章によれ)

(11) "The Transformation of Wall Street", Joel Seligman (一〇六ページ)によれど、名古屋でケネドーの委員長就任は激しく非難され、Jerome Frank氏(彼自身も後にEC委員長に就任する)は、「狼に羊の番をさせよよつたなものだ」と表現したとされる。

(12) この規制は現在も存在している。

(13) 当時、電力・ガスなどの公益事業は、独占禁止法の対象外となり、持株会社形態で拡張を続けていたが、公益事業持株会社法により、SECに公益事業の持株会社の設立を

一地域に一ひと限定する権限を付されたため、SECはより公益事業持株会社の統合化が進むことになった。

(14) "A Legal Solution to Government Gridlock-The Enforcement Strategy of Securities and Exchange Commission", Billy Ray Hall, Jr., 1955 (凡一ページ参照))によれど、一九四一年から一九五九年を「沈黙の時代(Silent Years)」と表現してこ。なぜ、一九三五年に七十〇名程度いたSECの人員は、一九四〇年に一、六〇〇名を超えたものの、その後減少に転じ、一九五五年には七十〇名程度になってしまった。その後、証券市場の大とのECは確かに社会的認知が高まるにつれ、増加に転じて、<sup>11</sup>。

(15) "The Transformation of Wall Street", Joel Seligman (一七八一ページ)によれど、SECは手数料由来の結果、取引所は毎週水曜日には閉鎖されるいふになつた。

(16) 証券取引の決済と振替機関については、SEC、FEC、F.R.B.が知られている。(「図説アメリカの証券市場一九八八年版」日本証券経済研究所一〇六ページ参照)

(17) 「証券市場をめぐる諸問題と規制緩和」(一九九六年五月、証券団体協議会議)四一ページ以降参照。

(18) "The Transformation of Wall Street", Joel Seligman (四七九一ページ)によれど、SECは手数料由化を慎重に検討していたが、議会が次第に圧力をかけるた」とが報道されている。

(19) 機関化現象の進展、第三市場の発達、市場集中義務の緩和については、当事務所作成の「マーク・レポート「米国の代替資産(オルターナティブ資産)の現状と課題(98/3/31)」参照。Wall Street Journal (98/6/2)によれど、トコバティの合計原則案をEASBが承認した」とが報道されている。

(20) 機関化現象の進展、第三市場の発達、市場集中義務の緩和、現在、証券、銀行、保険等各業態の制度問題が議会で検討されている。米国金融制度の競争力確保のために、制度改革の必要性が訴えられているが、一方で関連組織の利害関係の調整が困難であること、消費者への金融サービスの向上の見通しが不透明であることにとも、法案可決を妨げる多くの要因もある。また、近年著しく拡大したデリバティブ市場の管轄権について、商品市場を管轄するCFTCとSECの線引きも問題化しており、金融分野の拡大と複雑化が既存の制度・体制に疑問を投げかけている一つの例である。

## 米国証券市場の法的問題とSECの取り組み(1)

ようになり、一九七一年一月には多数の議員がSECの対応の遅さを批判するものとなつた。

(20) 米国の固定手数料制度の廃止は、後に米国証券会社の収益構造、経営形態を大きく変貌させる」となつた。委託手数料が収益に占める比率の低下や差別化戦略の徹底、得意分野への注力による業態の分化(いわゆる業態の棲み分け)などがその典型である。

(21) これは、後にメリル・リンチはじめとする証券総合口座の誕生、ハイールド債、ミューク・アル・ファンデ、M&Aなどのような業務の多角化が図られ、手数料業務、資産管理業務の拡大として実現するのである。当時の証券総合口座の開発の背景や商品内容については、当事務所作成の「マーク・レポート「証券総合口座業務について(97/3/20)」参照。

(22) shelf registration は、証券の機動的発行を可能とする事前登録制度である。また、Regulation S は、証券取引の国際化の進展を反映してこ。<sup>12</sup> これにより、会社は株式の発行を海外で行う場合は、のECの登録を免除されることがある。また、九〇日後には、当該証券が米国市場に還流し、売買されることが許される。

(23) 近年の株価水準の上昇を受け、九八年にSECは率に変更した。

(24) その他、公正な市場の確立のため、いわゆるインサイ